

規 約

伊勢志摩ライブ研究会

規 約

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、伊勢志摩ライブ研究会と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、会員のため循環器領域における治療の進歩発展に寄与することを目的とする。

(目的事業)

第 3 条 当社は第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学会、研究会、講演会および講習会等の学術的会合の開催
2. その他目的を達成するために必要な活動

(主たる事務所の所在地)

第 4 条 当社は、主たる事務所を三重県多気郡明和町大字大淀 2 2 2 7 番地 1 医療法人 三重ハートセンター内に置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、事務所の掲示板及び当研究会のホームページに掲載してする。

(会計年度)

第 6 条 当社の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 7 条 当社の会員は当社の目的に賛同し、循環器学またはその関連領域で診療ないし研究に従事する者とする。

(入 会)

第 8 条 当社に入会しようとする者は代表世話人に申し出て、参加費を支払った者は会員となり、その有効期間は支払った日より 2 年間となる。尚、入会金は無料とする。

(会 費)

第9条 会費は参加費として各学術的会合を開催の都度、下記のとおり徴収するものとする。

1. 伊勢志摩ライブ	医師	7,000円
	コメディカル	3,000円
	企業	7,000円
2. 伊勢志摩カテールアブレーションライブ	医師	5,000円
	コメディカル	2,500円
	企業	5,000円
3. 三重インターベンションカンファレンス	医師	1,000円
	コメディカル	500円
	企業	1,000円

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
3. 除名されたとき。
4. 世話人会の同意があったとき。

(退 会)

第11条 会員は任意に退会することができる。ただし、会費の払い戻しはしない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、世話人会において世話人の半数以上が出席し、出席世話人の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

1. 当社団の規約に違反したとき。
2. 当社団の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. その他の正当な事由があるとき。

(客員会員)

第13条 第7条に規定する者のうち当社団の活動に特に重要であると認められる者は客員会員として、取扱いは会員と同じであるが参加費は無料とする。

第3章 会員総会

(招 集)

第14条 定時会員総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時会員総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 会員総会は、世話人会の決議によって、代表世話人が招集する。

2 会員総会においては代表世話人が議長となる。

(議決権の代理行使)

第16条 会員は、当社団の議決権を有するほかの会員を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、会員又は代理人は代理権を証明する書面を、会員総会ごとに当社団に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 会員総会の決議は、出席した議決権を行使することができる会員の議決権の過半数をもって行う。

2 当社団の規約を変更する決議は、前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、当該会員の議決権の3分の2以上をもって行う。但し、会員に不利益にならないと世話人会において認められた場合には世話人会の決議により変更することができる。この場合には会員総会にて報告することとする。

(議事録)

第18条 会員総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長が記名押印又は電子署名する。

第4章 世話人

(世話会の設置)

第19条 当社団は世話会を置く。

(世話人の員数)

第20条 当社団の世話人は、2名以上とする。

(世話人の選任)

第21条 世話人は、会員総会の決議によって選任する。

2 世話人の選任決議は、議決権を行使することができる会員の議決権の3分の1以上を有する会員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 世話人の選任決議は、累積投票によらない。

4 世話人は会員でなければならない。

(世話人の解任)

第22条 世話人の解任決議は、議決権を行使することができる会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(世話人の任期)

第23条 世話人の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時会員総会終結の時までとする。

(代表世話人)

第24条 当社は代表世話人を1名置く。

(世話人会の招集権者及び議長)

第25条 世話人会は、代表世話人が招集し、議長となる。

(世話人会の招集通知)

第26条 世話人会の招集通知は、各世話人に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(世話人会の決議の方法)

第27条 世話人会の決議は、世話人の過半数が出席し、出席した世話人の過半数をもって行う。

(世話人会の決議の省略)

第28条 当社は世話人の全員が世話人会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の世話人会があったものとみなす。

(世話人会の議事録)

第29条 世話人会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した世話人がこれに記名押印又は電子署名する。

(世話人会規則)

第30条 世話人会に関する事項は、法令又は定款に定めるものとする。

(世話人の報酬)

第31条 世話人の報酬は、無報酬とする。

第5章 監 事

(監事の設置)

第32条 当社は監事を置く。

(監事の員数)

第33条 当社の監事は、1名以上とする。

(監事の監査範囲)

第34条 監事は世話人会の業務執行並びに会計に関するものの監査を行う。

(監事の選任)

第35条 監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 監事の選任決議は、議決権を行使することができる会員の議決権の3分の1以上を有する会員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 監事は会員でなければならない。

(監事の任期)

第36条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時会員総会終結の時までとする。

(監事の報酬)

第37条 監事の報酬は、無報酬とする。

第6章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第38条 当社の財産は、会員の総有であるものとし、その管理・運用は、代表世話人が行うものとする。

(会計報告及び決算)

第39条 当社の会計報告及び決算については、毎会計年度終了後、代表世話人が会計収支計算書を作成し、監事の監査を受け、世話人会の承認を得たうえで、定時会員総会において承認を得るものとする。

(会計原則)

第40条 当社の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする。

第7章 補 足

第41条 この規約に定めるもののほか、この社の運営に必要な事項は、世話会の決議により別に定めることができる。

付則

- 1 この規約は平成17年 5月19日から施行する。
- 2 設立時世話人の氏名及び住所
代表世話人 西川 英郎 伊勢市岡本2丁目5-57
世話人 鈴木 孝彦 豊橋市東脇4丁目1-24
世話人 加藤 修 豊橋市大橋通3-114-1102
世話人 一宮 恵 四日市市八千代台2-1-11
- 3 規約第3条第1項にある学術的会合は伊勢志摩ライブ、伊勢志摩カテールア
ブレーションライブ、三重インターベンションカンファレンス(MIC)とする。

平成20年 1月31日

規約を下記の通りとなっていたのを現行に変更した。

(会計年度)

第6条 当社団の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

平成22年 6月 1日

下記の付則を追加した。

付則 3 規約第3条第1項にある学術的会合は伊勢志摩ライブとアブレーションライブ
とする。

平成22年12月24日

規約と付則をそれぞれ下記の通りとなっていたものを現行に変更する。

規約

第9条 会費は学術的会合ごとに3,000円徴収するものとする。

付則 3 規約第3条第1項にある学術的会合は伊勢志摩ライブとアブレーションライブ
とする。

平成25年3月1日

規約を下記の通りとなっていたものを現行に変更する。

規約

第4条 当社団は、主たる事務所を三重県多気郡明和町大淀字駒至2227-1 三重ハ
ートセンター内に置く。

平成26年4月1日

規約を下記の通りとなっていたものを現行に変更する。

規約

第9条 会費は参加費として各学術的会合を開催の都度、下記のとおり徴収するもの
とする。

1. 伊勢志摩ライブ 医師 3,000円
コメディカル 1,500円

	企業	3,000円
2. 伊勢志摩カテールアブレーションライブ	医師	3,000円
	コメディカル	1,500円
	企業	3,000円
3. 三重インターベンションカンファレンス	医師	1,000円
	コメディカル	500円
	企業	1,000円

平成29年4月1日

規約を下記の通りとなっていたものを現行に変更する。

規約

第9条 会費は参加費として各学術的会合を開催の都度、下記のとおり徴収するものとする。

1. 伊勢志摩ライブ	医師	5,000円
	コメディカル	2,000円
	企業	5,000円
2. 伊勢志摩カテールアブレーションライブ	医師	4,000円
	コメディカル	2,000円
	企業	4,000円
3. 三重インターベンションカンファレンス	医師	1,000円
	コメディカル	500円
	企業	1,000円